

青少年総合対策推進法案 新旧対照条文

(新旧対照法令一覧)

- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律  
(平成二十年法律第七十九号) (附則第三条関係) . . . . . 1
- 内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号) (附則第五条関係) . . . . . 4

青少年総合対策推進法案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）  
 ○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）（附則第三条関係）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条）</p> <p>第二章 基本計画（第八条―第十二条）</p> <p>第三章 インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等（第十三条―第十六条）</p> <p>第四章 青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務等（第十七条―第二十三条）</p> <p>第五章 インターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等</p> <p>第一節 フィルタリング推進機関（第二十四条―第二十九条）</p> <p>第二節 インターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援（第三十条）</p> <p>第六章 雑則（第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>第二章 基本計画</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条）</p> <p>第二章 インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議等（第八条―第十二条）</p> <p>第三章 インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等（第十三条―第十六条）</p> <p>第四章 青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務等（第十七条―第二十三条）</p> <p>第五章 インターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等</p> <p>第一節 フィルタリング推進機関（第二十四条―第二十九条）</p> <p>第二節 インターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援（第三十条）</p> <p>第六章 雑則（第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>第二章 インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議等</p>

第八条から第十一条まで 削除

(設置及び所掌事務)

第八条 内閣府に、インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十二条第一項の基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項について審議すること。

(組織)

第九条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣その他の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもつて充てる。

(資料提出の要求等)

第十条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第十一条 前二条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第十二条 青少年総合対策推進法（平成二十一年法律第 号）

第二十三条に規定する青少年総合対策推進本部（第三項において「本部」という。）は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定め、及びその実施を推進するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策についての基本的な方針

二 インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項

三 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項

四 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項

3 本部は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

4 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（基本計画）

第十二条 会議は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策についての基本的な方針

二 インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項

三 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項

四 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項

3 会議は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

4 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

青少年総合対策推進法案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）  
 ○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第五条関係）

改正案	現行
<p>（所掌事務）            第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。            一～二十六（略）            二十六の二 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第十二条第一項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること。</p> <p>二十六の三 青少年総合対策推進法（平成二十一年法律第<u>号</u>）<u>第八</u>条第一項に規定する青少年総合対策推進大綱の作成及び推進に関すること。            二十七 前二号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。            （設置）            第四十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内</p>	<p>（所掌事務）            第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。            一～二十六（略）            二十六の二 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第十二条第一項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること。</p> <p>二十七 前号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。            （設置）            第四十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内</p>

閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

	青少年総合対策推進本部	青少年総合対策推進法
食育推進会議	食育基本法	
少子化対策会議	少子化社会対策基本法	
高齢社会対策会議	高齢社会対策基本法	
中央交通安全対策会議	交通安全対策基本法	
犯罪被害者等施策推進会議	犯罪被害者等基本法	
自殺総合対策会議	自殺対策基本法	
消費者政策会議	消費者基本法	
国際平和協力本部	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律	
日本学術会議	日本学術会議法（昭和二十三年法）	

閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

	インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
食育推進会議	食育基本法	
少子化対策会議	少子化社会対策基本法	
高齢社会対策会議	高齢社会対策基本法	
中央交通安全対策会議	交通安全対策基本法	
犯罪被害者等施策推進会議	犯罪被害者等基本法	
自殺総合対策会議	自殺対策基本法	
消費者政策会議	消費者基本法	
国際平和協力本部	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律	
日本学術会議	日本学術会議法（昭和二十三年法）	

律  
第  
百  
二  
十  
一  
号

律  
第  
百  
二  
十  
一  
号